

# 藤原為房妻の消息の用語

——平安時代の連体形終止を中心として——

小林芳規

## 目次

- 一、はじめに
- 二、藤原為房妻の消息について
- 三、藤原為房妻の仮名消息の用語、特に連体形終止について

## 一、はじめに

「口頭語史」は可能か。この問いについて考えるに当り、口頭語を音声を媒介とする言語と規定するならば、歴史の叙述が過去の文献を資料とする限り、不可能となる。言うまでもなく、録音機の創案以前の過去の音声言語は、今日に残らなかったからである。しかし、口頭語が文字化されたものを含む、一種の文体として把える立場に立つならば、全く不可能というわけではない。文体として把えた場合には「口頭語体」というべきであるが、その言語という意味で「口頭語」を用いる。

国語史の研究史が語る如く、口頭語の考察は、文語に対する口語として、主に、中世語及びそれ以降の時代語を対象に進められて来た。古代語の、特に平安時代語については、和文について、「古く『源氏物語』等の平安朝の和文の文章

は、地の文と会話文との文体差が小さいことから、今日の口語体の文章と同じような性格のものであったと思われる<sup>(1)</sup>と説かれたり、漢文訓読語について、「この資料の高く買われるのは、訓点語が口語であったと推定されることである。(略)つまり今日の学生が語学の時間において、あわてて口語訳を書きこんでいくのと同じ状態にあったからなのではないか。(略)院政鎌倉期迄は、ほゞ固定化の傾向を辿りつゝも口語に従ってきたとみてよからうか。だから、そのころ迄のものは口語資料となりうるという意味で、点本資料の価値を認めたいと思うのである」<sup>(2)</sup>と説かれたりして、無条件に口語と見ることがあった。

しかし、言語の位相という視点が導入されて、和文語と漢文訓読語とが異なった言語体系であり、更に記録語が又別の体系を持つていることが解明されるようになった今日では、和文語は和歌や物語等を創作するために選び使われ洗練された言語であり、漢文訓読語は所与の漢文を読解するために漢文の枠に影響されて作爲された言語であり、文章語としてその言語規範に拘束されたものであることが考えられるようになった。記録語についても同断である。とすれば、それらと異なる日常の話言葉としての口頭語が別に存したことを考えてみる必要がある。そういう口頭語が存したとすれば、和文語や漢文訓読語や記録語は、口頭語に基づきつゞもそれぞれの文章を文字で表現するために作り出された、特別の言語ということになる。

平安鎌倉時代に口頭語の体系Xが存したという仮説を検証するために、筆者は、文章語を規範とした文献の中に種々の形で書き止められた口頭語に注目して、鎌倉時代の文献を対象として考察すると共に、院政期に撰述された梁塵秘抄についてその口頭語を取上げて整理して示した<sup>(4)</sup>。その間に、それらの諸語が溯って平安時代の和文の中の特定の場面には露呈されて見られることにも言及した。

現行の文語文法がその成立に当って、対象としたのは主に平安時代の和文であった。その嚆矢は、中世のテニヲハ研究であり、そこで対象とされたのは、古今、後撰、拾遺の勅撰和歌集を始めとする平安時代の和歌の用語であり、後に

は物語や随筆等の用語にも拡がったが、その対象は、平安時代の貴族の女性を中心として撰述された文学作品であった。係結の法則も、活用形の用法も、その考察の線上で整理され認定されたものである。

口頭語史の叙述に当っては、そのような文学作品も資料としなければならぬが、創作のために洗煉された文章の用語よりも、寧ろ日常の実用的な文章が対象としては望ましい。そういう文章の一つに、平安時代の仮名消息がある。実用的な仮名消息といえども、文字で表現する以上は、音声言語そのものではなく、書記上の制約はあり、文章語の規範に影響されることも考慮しなければならない。

平安時代の仮名消息で当時の現物が現存するものは、文学作品に比べて多いとはいえない。しかし近年、新しい資料も発掘され、その影印も公刊されるようになり、国語史の資料として利用し易くなって来た。その中で、本稿では、藤原為房妻の書状を取上げて考察することにした。藤原為房妻の書状を先ず取上げたのは、四十四通の現物が遺存している、他の消息に比べて言語量が多い上に、執筆の年月が特定し得るからである。

## 二、藤原為房妻の消息について

藤原為房の妻が書いた仮名消息は、青蓮院旧蔵の「不空三藏表制集」の紙背として計三十一通、「灌頂阿闍梨宣旨官牒」の紙背として計十通、「諸仏菩薩釈義」の紙背として三通が遺存している。その全文の影印と解説文とが、久曾神昇博士の『平安時代仮名書状の研究』（昭和四十三年十月、風間書房刊）に収載されている。<sup>5)</sup>

その書誌については、久曾神博士の解説がある。それによると、「不空三藏表制集」はもと青蓮院の所蔵で、真名文書十二通と仮名消息三十六通を全四十九張とし、その反故の紙背を利用して、不空三藏表制集の巻第一・巻第二・巻第三・巻第四の四巻が書かれている。現装では紙背となっている真名文書には、「永保三年（一〇八三）十一月廿三日」の北谷学生夾名状、「永保四年正月十五日」の前唐院八講結衆交名状、「応徳二年（一〇八五）九月九日傳燈大法師覺曜」の請状、

「応徳二年十一月六日散位宋人」の注進状の年紀を持つものがあり、「十二月卅日申刻為房」及び「左衛門権佐為房」書状がある。宛名のあるものでは、「権律師明□」（明実と推定から「信乃新阿闍梨御房」に宛てたものがある。仮名消息には、内容上から為房書状と為房妻書状と推定されたものが大部分を占めている。

これらの真名文書や仮名消息の紙背を利用して書かれた「不空三蔵表制集」は、巻第三と巻第四との巻末識語に、  
 (巻第三) 寛治元年六月廿日写了 筆者俊超

写本云天長四年六月一日東寺写了云々

(巻第四) 寛治元年六月廿五日写了 筆者俊超

とあるのによつて、この二巻は俊超が寛治元年(一〇八七)に書写したことが分る。又、巻第二と巻第三の巻末に、朱書  
 で、

(巻第二) 「寛治二年七月七日下午書了 文字甚錯謬

相 (校他本) 「可正之 良裕」

(巻第三) 文字頗不快也以他本可正之

とあるのによると、寛治二年(一〇八八)七月七日には良裕が本文を校訂したことが知られる。良祐(一〇七八存)一二二六頃(8)は、天台宗山門派の池上阿闍梨皇慶の孫弟子で、三昧阿闍梨、桂林房と号し、三昧流の祖となつた高僧である。青蓮院吉水蔵には良祐に係る加點本が多数現存している。

これによれば、青蓮院旧蔵の「不空三蔵表制集」が、天台宗山門派の僧の手に成り、青蓮院に伝えられたのも首肯せられる。その料紙に流用された仮名消息は、寛治元年以前の書写であり、天台宗山門派、中でも青蓮院関係僧に宛てて書かれたものであることが判明する。

次に、「灌頂阿闍梨宣旨官牒」も青蓮院旧蔵で、真名文書五通と仮名消息十三通の紙背を利用して書かれている。真名文書には、「応徳二年五月卅日僧覺澄」の送状の年紀を持つものがある。覺澄は、皇慶の資の長宴の孫弟子であり、伊勢阿闍梨と呼ばれ、「房管写瓶」とある。仮名消息には、為房妻の書状と見られるものが九通あり最も多い。

これらの真名文書や仮名消息の紙背を利用して書かれた「灌頂阿闍梨宣旨官牒」は、外題に「灌頂阿闍梨宣旨官牒上延曆寺」とあり、その下に「桂林蔵本」とある。又、見返第一紙継目にも「桂林蔵」と墨書されている。桂林院は、桂林房阿闍梨潤慶（皇慶の資）——三昧阿闍梨良祐——行玄——桂林房座主大僧正全玄——慈鎮（青蓮院門跡）の血脈があり、「桂林蔵本」とは潤慶又は全玄の蔵本を指すのであろうとされる<sup>(10)</sup>。又、巻首見返に「以定心房御蔵本写」とある。「定心房」は「行誓」「明達」が「定心院供僧」であり、共に天台宗山門派の法系で、良祐も同じ流であるから、「定心房御蔵本」が青蓮院吉水蔵に伝わったのは自然の成行きであらうとされる<sup>(11)</sup>。

これらによれば、青蓮院旧蔵の「灌頂阿闍梨宣旨官牒」も青蓮院に深く係り、その料紙に流用された仮名消息も、「不空三蔵表制集」と一連のものであったことが知られる。

第三の、「諸仏菩薩積義」も青蓮院旧蔵で、真名文書と仮名消息四十二通の紙背を利用して書かれている。その年紀は寛治六年（一〇九二）二月から寛治八年五月に亘り、宛名には「青蓮房僧都御房」「大和尚御房政所」がある。書状には、筆致等から為房書状と為房妻書状と見られるものが含まれている<sup>(12)</sup>。

これらの真名文書や仮名消息の紙背を利用して書かれた「諸仏菩薩積義」は、もと卷子本四巻で、第二巻に「嘉保ム年ム月ム日」の年紀があり、これが成立と書写年代を示すとされる<sup>(13)</sup>。第一巻の表紙に「青蓮房」の墨書がある。青蓮房は琳豪阿闍梨の住房を指し、その祖師良祐からの伝承によるものと推定されている<sup>(14)</sup>。

これによれば、青蓮院旧蔵の「諸仏菩薩積義」も青蓮院に係るものであり、その料紙に流用された仮名消息も、数年後のものであるが、「不空三蔵表制集」「灌頂阿闍梨宣旨官牒」の紙背と一連のものであったと見られる。

これらの紙背の真名文書と仮名消息のうち、真名書状の筆者の「左衛門権佐(草名)」が、永保三年(一〇八三)二月一日以来左衛門権佐であった藤原為房であることは、伊東卓治氏と久曾神昇博士により明らかにされている。<sup>(15)</sup>藤原為房は、永承四年(一〇四九)に生まれたから、永保三年には三十五歳であり、天永二年(一一一一)六十三歳で参議となり、永久三年(一一一五)四月に六十七歳で歿している。

次に、紙背の仮名書状のうち、「不空三蔵表制集」の三十一通は同筆と認められ、その内容が比叡山延暦寺に上山した稚児の母と推定され、為房の真名書状にわが子が延暦寺に上山したり病氣下山のことなどが記され、それと内容が一致することから、稚児の母は、藤原為房の妻と推定されている。<sup>(16)</sup>為房の妻について、久曾神博士は源頼国女と見ていられる。「灌頂阿闍梨宣旨官牒」の紙背の仮名消息のうちの十通、「諸仏菩薩釈義」の紙背の仮名消息のうちの三通が、為房の妻の消息とされている。

これらの為房の妻の仮名消息は、応徳二年(一〇八五)正月から十一月頃までのものが、「不空三蔵表制集」と「灌頂阿闍梨宣旨官牒」の紙背に見られ、その内容は、比叡山延暦寺に上山させた愛児についての気遣いや、子を託した師僧の青蓮房に宛て親心を訴えたものなどが主となっている。「諸仏菩薩釈義」の紙背のは、寛治六年(一〇九二)九月、為房が延暦寺の僧侶などの訴によって配流されてより、同七年六月勅訴を蒙って帰京するまでの間のものと推定されている。

この藤原為房の妻の仮名消息を資料として、国語学の面から考察の対象とした論考は、管見では次の三点がある。

- 1、山内育男「かなづかいの歴史」(『講国語史<sup>2</sup>・座音韻史・文字史』大修館書店、昭和四十七年九月)
- 2、金子彰「世代差と表記差——院政後期・鎌倉初期書写の仮名書状のハ行音表記を視点として——」(『鎌倉時代語研究』第十輯、昭和六十二年五月)
- 3、植田良照「院政・鎌倉期の平仮名文における漢字の用法について」(『佐賀大学教育学部研究論文集』三〇—一(一)、

昭和五十七年七月

1、2、3の論考とも、表記について考察したもので、且つ直接の主対象とはせず他文献と共に論考中の一資料として扱ったものである。これを主対象としてその用語を文法の面から論じたものを知らない。

### 三、藤原為房妻の仮名消息の用語、特に連体形終止について

藤原為房妻の仮名消息の用語には「てゝ」や「なにしに」のような、当時の口頭語と目される語が見られる。

「てゝ」は、応徳二年十一月頃、息子である稚児の疱瘡全快につき師の青蓮房に感謝の気持を表した書状の中に、  
よるいそぎ(急下)おりさせたまへりし事をぞ、てゝも「ほいはべりて」と、かへすく思てはべめる。(夜中ニ急遽下山シ祈禱シテ下サツタコトノ礼) 〔不空三藏表制集紙背二〇〕

とある。この「てゝ」は、稚児の立場に立つてその父親を指しているのに用いている。藤原為房妻の仮名消息の中には「てゝ」が八例拾われる。「てゝ」は「父」と同義であるが、多くは子供が父親を親愛の情を籠めて呼ぶ場合に用いている。幼児語に出るものであり、口頭語として日常的に用いられたものであろう。宇津保物語(前田家本)では十例のうち、八例が会話文、二例が思惟文の中にあり、大鏡の一例も幼児の会話で用いてあり、栄花物語(梅沢本)でも幼児の会話文や発言の中で用いられている。更級日記には、「ちち」は歌の掛詞に用いるのみで、「てゝ」が三例あるが、父に対して親愛を籠めた幼児的な立場から用いたと見られる。古本説話集にある三例は、いずれも「曲殿の姫君の事」の説話の中で用いられ、他の説話では「ちち」が用いられているので、両親に溺愛されている、十歳余の幼い姫の立場に立つて表現したものであろう。

鎌倉時代の関東地方の書状(中山法華経寺文書「双紙要文」)の紙背、某書状、年月未詳)にも用いられており、梁塵秘抄や名語記にあるのは口頭語の反映と見られる。<sup>(17)</sup>

「なにしに」は、寛治六年九月以降のわが子の僧に宛てたらしい消息のうち、夫の為房の詰問を引用した会話文の中に、さてしらの山のこと□<sup>(は)</sup>、きゝはべりし□<sup>(か)</sup>。「われはいかにもしらぬ□<sup>(を)</sup>、はゝ□<sup>(は)</sup>なにし□<sup>(に)</sup>われにはいふぞ」とこそおほせことはべりしか「諸仏菩薩釈義紙背六」

とある。「なにしに」は、平安時代の和文では会話文の中で用いられ、院政・鎌倉時代の軍記物語や説話集においても同様である。会話文でなくても用語全体に口頭語の良く反映している文献には用いられていて、梁塵秘抄や三位局消息(安元三年(一一七七)、高野山文書・宝簡集二十三)に見られる。<sup>(18)</sup>

このような用語の見られる所からすると、為房妻の仮名消息には口頭語の反映していることが考えられる。

このことを考慮しつつ、以下には、文末の終止に注目して、連体形終止の実情を調べることにする。消息の中を、会話文(思惟文を含む)と地の文とに分けて、それぞれについて考察する。<sup>(19)</sup>

(一) 会話文(思惟文を含む)の用法

為房妻の仮名消息の中に引かれた会話文(思惟文を含む)は、文として75文が数えられる。これを先ず、A活用語で終止する文と、B活用語以外で終止する文とに二大別すると、その数は次のようになる。

A 活用語で終止する文……………36文

B 活用語以外で終止する文……………29文

それぞれの内訳は以下のようである。

A 活用語で終止する文

a、連用形止……………1文

b、終止形止……………7文

c、連体形終止……………8文

d、終止形・連体形が同形の終止……12文

e、係結による連体形止……4文

f、係結の呼応の乱れ……1文

g、命令形による終止……3文

B 活用語以外で終止する文

h、名詞で終止……5文〔～事〕3文、〔～人〕1文、〔～くすり〕1文

i、副詞で終止……3文〔～如何〕3文

j、助詞で終止……21文〔～て〕7文、〔～で〕1文、〔～にて〕1文、〔～に〕3文、〔～は〕1文、〔～やは〕2文、〔～か〕1文、〔～や〕2文、〔～ぞ〕1文、〔～よ〕1文、〔～ものを〕1文

この他に、料紙切断や損傷等により、文末が未詳の文が10文ある。

右掲のうち、cの連体形終止とは、係結の呼応でも疑問語の結びでもなく、又、主格助詞「の」「が」を受けるものでもなくて、連体形で文を終止する用法である。8つの文は、次下の例である。

1、「かくち(種用)ご(大書)などもはべれば、だいに(目数)に思たまふ(る)」など、こまかに申しはべりければ(表制集紙背一)（為房↓為房妻）

2、はつかのほどにはおろさせたまへ。「やうく(目数)ひかすおほうなし(る)□」(る)と思たまふ(る)□(ん)。（表制集紙背一二）為房妻の思惟

房妻の思惟

3、ま□(る)のみよろづをし□(る)はべるほどに、まことしらぬ人は、「たゞは□(る)」とおもひはべらん。（表制集紙背一五）（実知らぬ人の思惟）

知らぬ人の思惟

4、ちごいとひさしうなりはべるぞ、ま□(る)におぼつ□□(かなき)心地しはべりて、「山もうぬくしうなりにてはべし」□(と)思

たまふれ□(る)。（表制集紙背二四）（為房妻の思惟。「はべし」は「はべりし」の意）

- 5、そのしるし□<sup>(に)</sup>、「□<sup>(と)</sup>くもおこたりてはべる」とのみぞ、思たまへられはべる。(表制集紙背二七)(為房妻の思惟)
- 6、さて「廿日はつゝしむべき」と、なべておそろしうのみ□<sup>(き)</sup>こえはべれば、(表制集紙背一七)(世間の噺)
- 7、□<sup>(み)</sup>とときに、「御ほとけのれうにしたる」と、もらさめと、はべる□<sup>(ぞ)</sup>や。(灌頂阿闍梨紙背五)(噺)
- 8、もししげにいひはべれば、「わ□<sup>(が)</sup>しるざとのことはまいしらせど□<sup>(も)</sup>、いりこみてげすひとりもなく、にげかくれ□<sup>(こ)</sup>はべる」とぞまうすめる。(諸仏釈義紙背四)(もししげの発言)

その活用語は、「はべる」が三例、「たまふる」「し」「つる」「たる」「べき」が各一例ずつであり、助動詞と補助動詞が主である。

一方、e 係結による連体形止も四例ある。

- 8、「かろじもやしはべる」とて、いとすくなくぞ。(表制集紙背一四)(為房妻の思惟)
- 9、「□<sup>(この)</sup>□<sup>(の)</sup>ついでにや、せじもくだりはべる」と、まちはべりつるを、いとくほいなくはべりてぞ。(表制集紙背二五)(為房妻の思惟)

10、ざすも「ありつきたるさまにてなんありし」と、のたまはせてはべりき。(表制集紙背一四)(座主↓為房妻)

11、「りしのもとになん、さやうの物おほかる」とこそ、人いひはべめれ。(表制集紙背二三)(人の噺)

「はべる」二例、「し」「おほかる」各一例であり、係助詞は「や」「なん」である。

次に、係結の呼応の乱れと見られる一例は、

12、「かく御心にいれておほせられてはべる、かへすぐよるこび申しはべりとぞ申せ」とはべめる。(灌頂阿闍梨紙背

一)(為房↓為房妻)

である。夫為房の伝言を引用して青蓮房に伝えたもので、「ぞ」の結びは「申す」の答である。さすれば、係助詞「ぞ」が「申せ」で結ぶ命令文に使われた例となる。或いは、「申せ」を通り越して「はべめる」にまで係つたものか。

これらの用法に対して、通常の終止形で終える文が7文ある。次の例である。

(1) 「まこ(とこ)□□(り)、(林豪律師)むがうりしも、いとく心うくあさましき心ちの事なめり」とぞはべりける。(表制集紙背一)(林豪律師↓為房妻)

(2) かくだいじに思あつかひはべるをりに、「かなふまじきちぎりのはべるなめり」とぞ思たまへらるゝ。(表制集紙背

二)(為房妻の思惟)

(3) うちむづがらせたまひて、「えしらず」とて、(解文)げもんもたまはせずなり□(は)べりにければ、(表制集紙背二)(関白師実の発言か)

(4) 「さりぬべきついでをまつなり」とのみぞはべめる。(表制集紙背二)(為房の阿闍梨に対する言)

(5) さてちもくのいのりは、わざとの事にもはべらず。「五ゐのくら人あくべし」□(と)きゝはべりて、それを「申さ□(ん)」

と思たまへしを、(灌頂阿闍梨紙背一)(朝廷における除目の話題)

(6) こゝにはべりつるげすのこども、か□(く)はべりけるも、昨日「みなうせはべりぬ」ときゝはべりしより(灌頂阿闍

梨紙背九)(召使等からの報告)

(7) さうのことは、まだきかせたまはぬか。「みなめでたうしたてゝのぼりぬ」とこそはゝべめれ。(諸仏釈義紙背六)

(勅許により立派に整えて上京したことの報告か)

この7文の文末は、「めり」「ず」「なり」「べし」「ぬ」であり、いずれも助動詞である。その発話主は、林豪律師・為房・関白師実(?)・朝廷関係者・召使等である。為房妻の思惟は唯一例であるが、それも世情に対する諦念を含んだ改まった表現である。

これに対して、cの連体形終止の発話者は、為房妻の思惟、為房が妻に語った私的発言、もりしげ、世間の噂である。fの係結の呼応の乱れの一例も、為房の伝言を為房妻が消息にしたものである。



「はべる」と「はべめる」との連体形であつて、それも、連体形終止が4文、「ぞ」の結びが2文である。この消息では、活用語の終止は連体形で文を終る構文ですべて成つていて、係助詞「ぞ」は、特にその直上の語句を強調するのに用いられているように見られる。次の、表制集紙背消息七も同様である。

あやしうはべめれど、おほんかたびら<sup>(ま)</sup>□ぬの、ふたつまいらす。やがてぬはせて思たまふれど、ながさなどおぼしめさんにこそはと<sup>(て)</sup>□。

ちごは山をば、いみじうありつきはべりて、「とくのぼりな<sup>(ん)</sup>□」などぞいひはべめれど、「し<sup>(ば)</sup>□しあり□<sup>(て)</sup>□<sup>(て)</sup>いひはべれば、むづかしげにぞ思てはべめる。あはれにおほしあつかはせたまふなるを、よき事に思てはべめる。京にてだに、りしなどのものには、よるとまる事を、わりなげにのみおもひてはべめりし。

□<sup>(ま)</sup>ことや、たかうな露まいらす。

この消息は全6文から成つている。そのうち、「とて」以外の5文は活用語の結びである。その5文のうちの「まいらす」2文は終止形、連体形同形であるが、他の3文は連体形で終つている。内訳は連体形終止が「思てはべめる」「おもひてはべめりし」の2文、「ぞ」の係結「思てはべめる」が1文である。

諸仏釈義紙背消息四も、次のように、2文から成つているが、2文とも連体形で終つている。

たゞいま、これより人まいらせんと思たまへつるほど<sup>(に)</sup>□、もりしげにいひはべれば、「わ<sup>(が)</sup>□しるさとのことはまいしらせど□<sup>(も)</sup>、いりこみてげすひとりもなく、にげかくれ□<sup>(て)</sup>はべる」とぞまうすめる。

「このほどはひと<sup>(人)</sup>つかはしたらん、さらにはかぐしく、ものよにまいらせじ」とまうすめる。

2文のうち、1文は連体形終止で、もう1文は「ぞ」の係結である。

表制集紙背消息三〇は、5文から成つていて、そのうち4文が「こそ」「や」の助詞で終るが、活用語で終る1文は連体形であり、しかも連体形終止である。次のようである。

日ごろは、みづからもれいならずのみはべりて、御ふみもとひさしう、みまいらせはべらでこそ。

昨日今日ぞおこたりてはべる□、又このよるより、わか(昔)いみじうぬるみてくるしがりはべめれば、みたまへなげかはべりてこそ。「いかにばれば、かくたびくはわづらひはべるに□」と、おそろしう思たまへられはべる。「けふあすぐして、山にのぼらせはべらん」など思たまへてはべりつるに、いとくわりなくはべりてこそ。

あやしうはべりけるとしのくせにや、□の□はつゝしむとしにはべなれば、かくはべるにや。

「思たまへられはべる」が連体形終止である。

表制集紙背消息二五は、5文から成つていて、そのうち、3文が「こそ」「ぞ」「なん」の助詞で終り、1文は命令形であるが、活用語で平叙する1文は連体形であり、しかも連体形終止である。次のようである。

わか(昔)のしはぶきは、昨日よりまさりてくるしげにはべめるを、おほしめしいのら□(せ)給□(へ)。ひるはよろしくて、おきてありきな□(と)するばかりもはべめるに、よるのいとたへがたげにて、ものもくひはべらぬに、まれに露もくひはべりては、みなつきつゝ、いと心ぐるしうみたまへられはべ□(る)こそ。

さていぞうの御はかうも、□(は)べるまじきありさまに、きこえはべめるもいとくちをしうあやしう、をりさへあしうはべるも、返く思たまへなげかれはべる。

「□□ついでにや、せじもくだりはべる」と、まちはべりつるを、いとくほいなくはべりてぞ。

□(す)ざかまひは、□(こ)のほどはおきてつかはさ□(す)、なはあそびもしはべらで、うちのみはべめればなん。

「思たまへなげかれはべる」が連体形終止になつてゐる。

灌頂阿闍梨紙背消息三は、8文から成つていて、そのうち、3文が「なん」「ぞ」「こそ」の助詞で終り、2文は命令形、2文は「ん」「べく」の助動詞であるが、最後の1文が連体形で終り、しかも連体形終止である。

いではべりぬるほどにて、御返は申させはべらぬになん。

いまよりはおなじ心におぼしめして、のたまはせよ。こゝにはいみじうたのみ申まいらせてぞ。

ちごはならひはべらぬほど、しばしありつきはべらぬにこそ。よろづおぼしめしものせさせたまは、心のど□(か)に、ありつきはべりなん。

京にはいづれのほどまでか、ものせさせたまふべく。のぼらせたまはんをりには、ぐしてゐてのぼらせたまへ。

あまたはべれど、これはなかにいと心ぐるしう思たまへならはしてはべれば、をさなうはべめる。

この「をさなうはべめる」が連体形終止である。

以下の三つの消息にも連体形終止が見られる。

#### ○表制集紙背消息五

ちごもならひきこえさせて、□(と)くまいりなまほしげに思てはべめる。京をばたびなるさまに思てぞ。

これは5文より成る消息のうちの終りの2文である。その前の3文は、「ぞ」「はべり」「ぞ…はべるべき」で終り、その中には「はべり」の終止形も含まれている。

#### ○表制集紙背消息二四

昨日のひるて、そかへりてはべめる。

「わかほまかにも□(申)しはべらじ」とて、まいらせはべる。

6文より成る消息のうち、「昨日の…はべめる」はその第1文であり、「わかほ…まいらせはべる」は最後の文である。

その間に「はべらざりけり」「思給うてぞ」「いかゞとのみしはべりし」「すぎはべりてぞ」の4文があり、「はべらざりけり」は終止形で終る文である。

#### ○灌頂阿闍梨紙背消息一

「かく御心にいれておほせられてはべる、かへすぐよろこび申しはべりとぞ申せ」とはべめる。

これは6文より成る消息の最後の文で、会話文の中に係結の乱れを含んでいる。それより前の5文の文末は、「みたまへはべりぬ」「はべらむ」「思たまへてぞ」「はべらず」「申しはべるまじ」「ぬ」「ず」「まじ」の終止形を用いている。

以上のように、連体形終止は、地の文でも用いられている。その語は、「はべる」「はべめる」「はべめりし」「める」であるが、その使用例は、十三例を数える。

一方、活用語で終止するうち、終止形で終る文は、右掲の用例中にも見られる通りであり、「はべり」(九例)、「はべらず」(六例)、「はべめり」(三例)、「はべなり」(二例)、「はべりけり」(二例)、「はべりき」「はべりぬ」「はべりにけり」「はべりにき」「はべらざりけり」「はべるべし」「はべるまじ」「なり」「たり」「べし」(各一例)である。その数は三十二例である。

連体形終止を終止形終止と比べると、会話文では連体形終止が多かったのに対して、地の文では終止形終止の方が多い。又、「はべり」に承接した助動詞の語種を見ると、地の文では連体形終止に語種が偏っているように見えるが、為房妻の消息では、地の文においても連体形終止の使用されていることが分る。

このことは、為房妻とその周辺の人々の日常の口頭語において、連体形終止が使われており、それが為房妻の消息に反映し現れたものであることを考えさせる。為房妻の消息は、当時の現物であり、平安時代の物語等が転写を経て今日に伝えられたものとは異なる。その書写された時期は、既述の如く、応徳二年(一〇八五)と寛治六(一〇九二)・七年頃と推定される。その時期は、平安後期から院政初期にかけてに当り、国語史の従来の知見では、平安時代の言語規範が崩れ始めて中世語に移るその初頭に位置する。その知見は、平安時代の和文や漢文訓読文の延長線上で得られたというよりは、今昔物語集を始めとする説話集のような新出の異なった位相の文章を対象として得られたものである。為房妻は、夫の為房の身分から考えて、その言語の基盤が、平安時代の貴族に通ずるものであったであろう。その消息の用語

に、「なにしに」のような口頭語と共に、多例の連体形終止が現れている点が注目せられるのである。それは、平安時代の和歌や和文における言語規範の中で生まれたものが時の推移と共に変形した結果を示したとするよりも寧ろ、その文章語の言語規範とは別に既に存していた言語——口頭語——が反映したものであるという考え方も、検討する必要があるであろう。

注

- (1) 『国語学大辞典』（昭和五十五年、東京堂出版）の「口語体」（今泉忠義）の項。
- (2) 遠藤嘉基『訓点資料と訓点語の研究』（昭和二十七年、中央図書出版社）三五頁—三六頁。
- (3) 拙稿「名語記の口頭語について」（鎌倉時代語研究）第十七輯、平成六年五月。
- (4) 拙稿「梁塵秘抄口頭語集覽」（新日本古典文学大系56『梁塵秘抄 閑吟集 狂言歌謠』付録、平成五年六月）。
- (5) 久曾神昇編『平安仮名書状集』（汲古書院刊）に再録されている。
- (6) 久曾神昇博士は、為房の「左衛門権佐」の官職と「十二月三十日」という大の月とから、永保三年（一〇八四）又は同年の応徳元年（一〇八四）の書状と解されている。
- (7) 久曾神昇編『不空三藏表制集<sup>他</sup>一種』（平成五年五月、汲古書院刊）の写真による。
- (8) 築島裕『平安仮名書状集』の裏面の典籍類に加へられた古訓点について（注（7）文献所収）。
- (9) 東寺観智院金剛藏天台血脉鎌倉中期写本。
- (10) 注（8）文献。
- (11) 注（8）文献。
- (12) 注（5）文献。
- (13) 注（5）文献。
- (14) 注（8）文献。
- (15) 注（5）文献。
- (16) 注（5）文献。
- (17) 拙稿「梁塵秘抄口頭語集覽」（注（4）参照）。

(18) 拙稿「鎌倉時代の口頭語の研究資料について」(『鎌倉時代語研究』第十一輯、昭和六十三年八月)。

(19) 用例は、久曾神昇『平安時代仮名書状の研究』の写真により、同解説文を参照した。濁点と句読点は私に付した。紙背の仮名消息はそれぞれ「表制集紙背(不空三蔵表制集紙背仮名消息)」「灌頂阿闍梨紙背(灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背仮名消息)」「諸仏釈義紙背(諸仏菩薩釈義紙背仮名消息)」と略称し、それぞれに附した「一」「二」等の数字は、久曾神博士の解説文の番号によったものである。